

市第96号議案

横浜市公債条例の一部改正

横浜市公債条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公債条例の一部を改正する条例

横浜市公債条例（昭和22年6月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第141条」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第99条」に、「第148条第1項」を「第106条第1項」に改める。

第13条第1項及び第17条第2項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附 則

この条例中、第13条第1項及び第17条第2項の改正規定は公布の日から、第9条第2項の改正規定は平成25年1月1日から施行する。

提 案 理 由

非訟事件手続法の制定等に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市公債条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市公債条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第9条 （第1項省略）

前項の場合においては、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第99条
非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第141条に規定する公示催告の手続により同法第106条第1項
第148条第1項に規定する除権決定の確定したときに限りその証券又は利札に相当する代証券又は代利札を交付する。この場合においては、代証券又は代利札を交付するまでその元利金の支払を停止する。

第13条 公債の元金は、所定の期限内に額面金額（社債、株式等の振替に関する法律
社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用がある地方債（以下「振替債」という。）にあっては、その金額）をもって償還する。

（第2項及び第3項省略）

第17条 （第1項省略）

振替債の元金又は利子は、社債、株式等の振替に関する法律
社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録を受けた者に支払う。